

平成29年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成29年6月21日 午前10時05分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小山栄治
7番 木村利晴
8番 石井孝昭
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小菅耕二
19番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 課 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	梅 澤 孝 行
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	藏 村 隆 雄

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成29年6月21日（水）午前10時開議

- 日程第1 発議案の上程
発議案第2号、発議案第3号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第2号から議案第6号、議案第8号、議案第9号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第3 議員派遣の件

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告2件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第2号、発議案第3号の提案理由の説明を求めます。

○小山栄治君

おはようございます。最初に、発議案第2号について、説明いたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年6月21日提出。

八街市議会議長、小高良則様。

提出者、八街市議会議員、私、小山栄治。

賛成者、八街市議会議員、服部雅恵議員。同じく、京増藤江議員。同じく、川上雄次議員。同じく、林修三議員。同じく、小澤孝延議員。同じく、山田雅士議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月。

八街市議会議長、小高良則。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第3号について、説明いたします。

発議案第3号、国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年6月21日提出。

八街市議会議長、小高良則様。

提出者、八街市議会議員、私、小山栄治。

賛成者、八街市議会議員、服部雅恵議員。同じく、京増藤江議員。同じく、川上雄次議員。同じく、林修三議員。同じく、小澤孝延議員。同じく、山田雅士議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、九州・熊本地震、及び原子力発電所の事故からの復興は、未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成30年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1つ、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。

1つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

1つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

1つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

1つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

1つ、老朽校舎等の改築や更衣室、洋式トイレの設置等の、公立学校施設整備費を充実すること。

1つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を

改善し、地方交付税交付金を増額すること。

1つ、現在の教職員の労働状況を鑑み、教職員の労働環境改善の為の予算を充実すること。国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月。

八街市議会議長、小高良則。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上で、発議案第2号、第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小高良則君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第2号、第3号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第2号、発議案第3号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、発議案第2号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

討論がなければ、これで発議案第2号の討論を終了します。

次に、発議案第3号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了します。

これから採決を行います。

最初に、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり採決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号、国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号から議案第6号、議案第8号及び議案第9号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査の過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

それでは、総務常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る6月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります本報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第4号は、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法等の一部改正に基づき、八街市税条例の一部を改正するものです。

改正内容は、上場株式の配当金に係る特定配当等申告書等の課税方式及び法人市民税の延滞金の規定の整備、優良住宅の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の期限延長、わがまち特例による家庭的保育事業等の用に供する固定資産税の課税標準の特例及び軽自動車のグリーン化特例の期間延長が主なものです。

審査の過程において委員から、「八街市にそぐわない内容があるのではないか。例えば第63条の2居住用超高層建築物高さ60メートルを超える内容ですが、本市では60メートルを超す建物もないし、建てられる状況もないと思います。これについて条例の必要性があるのか」という質疑に対して、「現実的に市内には高さ60メートルを超える超高層建築物はありませんが、万が一建築されたことを考えて、法改正に合わせて今回改正するものです」という答弁がありました。

次に、「第61条の2は、保育の受け皿の整備促進のための措置になりますが、課税標準3分の1から3分の2の範囲がありますが、本市が2分の1にする根拠を伺う。また、効果を伺う」という質疑に対して、「他市で実施した調査では、2分の1にするという回答が多かったところです。また、2分の1は現行の法律の割合と同じで、現在の規定が継続される

形になります。しかし、今後、さらに引き下げる必要性があれば、検討することになると考えています。効果としては、現在1件分になりますが、今後の推移を見守った上で、検討する必要があると考えています」という答弁がありました。

次に、「第63条の3では、税額の按分方法と同じ扱いを受けるようにするとありますが、内容を伺う」という質疑に対して、「所有者の方の全員の申し出によって、適正と思われる按分方法にすることができるという申し出をするための規定を追加するもので、率が決まっているものではなく、あくまで所有者同士の話し合いで、状況に応じて率が決まるものです」という答弁がありました。

次に、「軽自動車税関係では、適用期限を2年間延長することですが、現在の効果と、これからの効果を伺う」という質疑に対して、「本年4月1日に登録されている軽自動車の減税額は、実額で406万円、対象台数は1千18台、2年間で800万円ほどの減税効果がありました。今後の平成30年度、31年度については、軽乗用については、25パーセント軽減される車は、今まで平成32年度燃費基準達成車ですが、プラス10パーセント達成車に変わります。そして、50パーセント軽減される車は、平成32年度燃費基準プラス20パーセントだったものが、プラス30パーセント達成になります。10パーセント上がっただけで、今年度減税を受けられたものが631台、減税額170万円ほどになりますので、今後の2年間は今までの半分ぐらいになると考えています」という答弁がありました。

次に、「優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、平成32年度まで延長することですが、八街市内でどのくらい適用されているのか。また、公共企業体等に譲渡した案件はあるのか」という質疑に対して、「平成27年度、3件、26万5千円。28年度、1件、1千円。29年度はありません。また、公共企業体等はありません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、課税課において公図及び地番図の写しを交付するために、手数料について定めるものです。

審査の過程において委員から、「地番図及び公図の図面を交付請求する要望が多いとのことですが、どのくらいか。また、この間、請求してこなかった理由を伺う」という質疑に対して、「請求は、週に3、4人の方からあります。手数料を徴収してこなかった理由は、地番図は評価替えのときである3年に1度作成していますが、最新のものではないということで、交付していませんでした。近隣市町村の状況を調査すると、一般的には手数料を徴収して交付している状況でしたので、今回改正するものです」という答弁がありました。

次に、「徴収するのでは、基準を設けるべきではないか。300円にする根拠を伺う」という質疑に対して、「他の証明書同様に300円にするものです。使用料、手数料などの算出については、人件費、用紙代、コピー代などの物件費、近隣の状況などの水準などを積み上げて算出されているものと認識しています」という答弁がありました。

次に、「この請求者は、主に個人、業者なのか。また、今後の見込みを伺う」という質疑に対して、「6対4ぐらいで、業者が多いです。年間100件から200件になると考えています」という答弁がありました。

次に、「謄写する紙の大きさを伺う」という質疑に対して、「昔は、A0のマイラーに記載されていましたが、現在は、システムにより必要な部分をA3にして印刷できます」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「手数料徴収条例の一部改正は、平成29年度の当初予算編成において、行政改革の予算反映の1つとして、財源の積極的な確保で受益者負担の適正化に努めるとした方針に基づいたものであると思いますが、今回の徴収条例の中では、地番図及び公図の謄写の交付にあたって300円にする積算基準が明確ではなく、多くは業者が利用する点で、この手数料徴収にあたっては、業者に対応する内容とすべきです。市民は税金を納めており、その見返りが住民サービスであると思っています。財源確保への行政改革を進めるならば、クリーンセンターなどの事業の見直しをもっと積極的に進めるべきであると考え、反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費の内1項6目及び10目「ふれあいバス運行事業費」、第2表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「庁舎敷地内舗装修繕の地盤沈下の原因はどのように調査されているのか」という質疑に対して、「概ね半径3メートルが1カ所だけ極端に下がっています。掘り起こして見ないとわかりませんが、以前、前面駐車場が陥没したときは、腐っているものが埋まっていました。今回も何か埋まっているかもしれませんので、調査した中で改修工事を行います」という答弁がありました。

次に、「ふれあいバスの1コースが10月から廃止になるとのことで、困るとの声が上がっています。いろいろな声を拾って対策をしていかなければならないと思うが、10月までに見直しがされていくのか」という質疑に対して、「現在の再編計画については、既に10月からスタートできるように内容を精査してあります。スタートしてからいろいろな問題が起こることも予想されますので、その都度、問題を精査していきたいと考えています。今回の再編計画においては、ふれあいバスについて、9カ所の地区懇談会等により市民の声を聞き、ふれあいバスの要望として、速達性、便数の増などを組み込んで作成したものです。1路線減らした予算を、高齢者外出支援タクシー助成制度に振り替えました。新しい制度ですので、さまざまな問題が今後起こると予想されますが、地域公共交通協議会で検討していきます」という答弁がありました。

次に、「地域公共交通について、早期に専門の課が必要ではないか」という質疑に対して、「組織の再編を進める中で、所管を明らかにしていくことは考慮していきます」という答弁がありました。

次に、「バス運行業務は1年契約だと思いますが、10月に1コース減ることについて、業者からの苦情はないのか」という質疑に対して、「1台減るのは、ちばフラワーバス株式会社になります。バス会社と協議はしており、特に問題はありません。清掃業務については、シルバー人材センターとの契約で、10月以降、ターミナルがなくなることは伝えてあり、問題はないと考えています」という答弁がありました。

次に、「10月からのコースは決定しているのか」という質疑に対して、「既に精査され、決定しています。7月15日の広報やちまたに掲載したいと思います」という答弁がありました。

次に、「10月から、バス停は、どのくらい廃止されるのか」という質疑に対して、「40カ所の廃止になります」という答弁がありました。

次に、「八街駅南口がふれあいバスのターミナルになりますが、待合所が必要ではないか」という質疑に対して、「南口商店街振興組合から場所の具体的な打診はありませんが、『ぼっち』があった建物と考えています」という答弁がありました。

次に、「バスの利用者は高齢者が多いです。発車10分前にはバスのドアを開けて、中で待っていただきたいと思うので、協議していただけないか」という質疑に対して、「バス会社と協議して、早目に乗車できるよう検討します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、第2表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、「購入後のけやきの森公園の整備事業はどのようになるのか」という質疑に対して、「土地所有者にお返しする原形復旧については、概算で約2千万円の費用を見込んでいます。防災拠点としての整備計画等については、これから精査しなければならないので、金額はまだ算出されていません」という答弁がありました。

次に、「今後の整備についての予算措置はどのように考えているのか」という質疑に対して、「防災拠点として整備し、避難場所に指定すると、有利な緊急防災減災事業債が利用できます。これについては、施設を整備する費用について100パーセント充当の70パーセント交付税という有利なものを抱きあわせて借りることが可能ではないかと、県と調整しているところですよ」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

次に、小山栄治文教福祉常任委員長報告を求めます。

○小山栄治君

文教福祉常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約して、ご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市協働のまちづくり条例の制定についてです。

この条例は、市民と行政による協働の街づくりを推進し、街づくりへの市民参加の裾野を広げ、互いに協力し、支え合うことで生涯にわたって安心して暮らせる「まち」の実現を図るため、必要な事項を条例で定めるものです。

審査の過程において委員から、「第2条第3項の地域自治の中に、なぜ市の役割を入れているのか」という質疑に対して、「協働の仕組みは、市民一人ひとりが、また、地域、区、学校などの個々の活動主体それぞれが、同じ目標、あるいは課題解決に向け、独立した自主的な活動をするを前提として捉えていますので、市の役割は、別の形での関わり方と認識しています。なお、第2条は用語の定義付けで、第10条に市の役割を規定しています。地域自治に必要なことで、市ができることは当然支援しますが、あくまで地域自治とは、地区の中で地域の皆さんが支え合っていくと捉えています」という答弁がありました。

次に、「市民による街づくりの活動例に、地域福祉の中の高齢者、障がい者等、要介護者の支援や健康づくりなどがありますが、これらについては、まずは行政が中心になっていかなければならないのではないか」という質疑に対して、「行政の役割、市民の役割があります。自助・共助・公助が協働という街づくりのスタイルと考えます。今までもボランティア団体や地区の皆さんで互いに支え合って生活しており、行政においても法令等に基づく事業を当然実施しています。1つの目的、目標、課題解決のために、皆さんがそれぞれの立場で取り組んでいくことが協働の街づくりとなります」という答弁がありました。

次に、「第3条の行動理念の集いの標語にある、情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょうとありますが、市の役割はどうなるのか」という質疑に対して、「集いの場については第14条に、市民等及び市は、さまざまな立場や分野の人々が集う場や機会を作ります、としています。各区で整備する地域集会所の施設の建設に要する費用を補助したり、市民活動サポートセンターにより、市で集めた情報を発信したりすることになります」という答弁がありました。

次に、「第5条第1項に規定されている市民等による、ではなく、市の役割も規定すべきではないか」という質疑に対して、「第5条は、活動主体のことを定めることであり、市の役割については第10条に規定しています」という答弁がありました。

次に、「八街市協働のまちづくり条例を上程するまでの、協議会等の過程を伺う」という

質疑に対して、「市の部課長等の構成による八街市協働のまちづくり条例推進計画策定本部会及び策定委員会をそれぞれ7回、街づくり活動に係る団体の代表などを構成員とする八街市協働のまちづくり推進協議会は4回開催しました。前段で、街づくりの指針策定時は、職員を含めて41名のメンバーから意見を伺っています」という答弁がありました。

次に、「協働の街づくりは市が実施していること、あるいは市民が実施していることはありましたが、条例によりわかりやすくして、歩みを進めていくことと思います。まちづくり推進計画に地域自治活動の支援として、補助金交付による財政的支援、各種イベント開催時の市施設の提供などがありますが、課が新設されて新たなものを考えているのか」という質疑に対して、「今後、協働という手法を用いた街づくりを推進し、全体の街づくりを活動豊かなものにつなげていきたいと考えていますが、まずキーワードになるのが、さまざまな活動主体の連携と考えています。連携には、市民と行政の連携だけではなく、市民同士の連携も含めて考えていただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「本条例の制定の理由に、区や自治会をはじめとする地域活動を継続していくことが難しい環境であることや、具体的なルールが必要とうたっています。協働の街づくりの中で一番のネックは、各区、自治会に加入していない市民をどう巻き込んで協働の街づくりをするかだと思っています。これまでの経過の中で、加入していない人たちをどうするか、議論はなかったか」という質疑に対して、「区の加入については強制力がないため、非常に難しいところですが、市としては、区への加入促進対策として、転入者に対して市民課窓口においてチラシを配付したり、広報やちまたに加入促進記事を掲載するなどの対策をしているところです。区、自治会は、その地域に住む人々が、自ら住みやすい環境を作るために組織された任意の団体であるため、その活動内容についても、その地域の特性に応じて自主的に行われているものです。近年では、区、自治会等の活動に魅力を感じることができず、加入しない市民の方が増えています。このため、区、自治会への参加を促すために、その地域の活動内容が魅力的なものでなければならないと考えています。その魅力ある活動を、その地域に応じて行うのがそこに暮らす地域の住民自身であり、その地域住民が自ら考えて取り組まなければならないものと考えています。その自発的な活動を推進するためには、市民の街づくり参加意識の向上が必要不可欠であり、できる範囲で街づくりに関わっていく意識を皆様に持ってもらう必要があります。八街市協働のまちづくり指針に掲載していますが、街づくりへの参加は日常生活の中にあります。仕事や趣味などが、結果的に街づくりの参加につながっていく場合もありますので、このようなことを意識的に持っていただき、自分ができる範囲で街づくりに積極的に参加していくように心がけていただきたいという想いで、条例を策定しています。この自発的な市民の取り組みがあつてこそ、まち全体が活気あるものになると考えていますので、市としても市民の街づくりへの参加意識向上を促すための取り組みを、今後も実施したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「条例を策定するにあたってのパブリックコメントではどのような意見があつたのか」という質疑に対して、「平成29年2月17日から3月9日の期間に意見公募を行いま

したが、意見はありませんでした」という答弁がありました。

次に、「第10条に、市職員に対し、協働の街づくりに関する研修等を実施するとありますが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「市民の皆様、事業者、市民活動団体などと連携しながら、1つの目的に向かって協働という仕組みを作るんだという認識を持っていただくのが重要と考えています。今でも実際に協働の街づくりは行われています。しかし、それが意識的なものではなかったため、認識がないものもありますので、協働の仕組み、手法、手段について、現在実施している事業の他の事業にも取り入れていく内容で、研修を進めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「市内の事業所への配慮は、どのように行われるのか」という質疑に対して、「パンフレットを活用したり、農業協同組合や商工会議所などの限られた団体になるかもしれませんが、このような団体を通じて情報を発信したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「各課それぞれに、市民協働を推進する担当者を配置するのか」という質疑に対して、「各課等の長に推薦、選出してもらいます。推進担当者を中心に、庁舎内の情報を共有する中で、担当者レベルの中核となるような形で進めたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、議案第2号の八街市協働のまちづくり条例の規定に基づき設置する、八街市協働のまちづくり推進委員会の委員の報酬に関し、定めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内1項10目「地区コミュニティ育成費」、「市民参加協働事業費」、歳出3款民生費、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「コミュニティ助成事業は、文違区の音響設備に対する助成とのことですが、他の区からの申請状況を伺う」という質疑に対して、「順番待ちしているのは、あと7団体あります」という答弁がありました。

次に、3款では、「高齢者外出支援タクシー利用助成の内容を伺う」という質疑に対して、「運転免許証を持たない65歳以上の申請された方に、500円の助成券を一月あたり4枚配付するもので、使用条件は1乗車あたり2枚までです。補正予算の算出根拠は、市内に運転免許証を持たない65歳以上の方が7千580人おり、うち10パーセントが申請され、さらに、うち50パーセントが利用するものとして算出してあります。予算が不足した場合は、補正予算等で対応したいと考えています。利用方法の周知については、7月からの実施予定で、チラシの作成、広報やちまたへの掲載、区内回覧、シニアクラブへの説明を行いたいと考えています」という答弁がありました。

次に、9款では、「文違のゲートボール場を閉鎖して利用者は困っていないのか」という質疑に対して、「朝日区のゲートボール場を利用させていただくことになります」という答弁がありました。

次に、「ゲートボール場は市に何カ所あるのか」という質疑に対して、「一区、六区、大東区、榎戸、朝日の5カ所になります」という答弁がありました。

次に、「スポーツプラザの外灯は、どこを整備するのか。また、体育館の照明については、いつになるのか」という質疑に対して、「外灯の整備は、多目的広場、テニスコート、調整池になります。体育館の照明については未定です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、議案第7号議決予算に300万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億8千737万2千円とするものです。歳入につきましては、前期高齢者交付金300万5千円を増額するものです。歳出につきましては、前期高齢者納付金等300万5千円を増額するものです。

審査の過程において委員から、「一般被保険者療養給付費の近年の状況を伺う」という質疑に対して、「推移については、平成26年度は72億3千939万4千607円。平成27年度は74億8千424万3千706円。平成28年度については決算数値が出ていませんので、当初予算の計上額は72億8千615万696円になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

次に、木村利晴経済建設常任委員長報告を求めます。

○木村利晴君

経済建設常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたの

は、第1表歳入歳出予算補正の内歳出5款農林水産業費、6款商工費についてです。

審査の過程において委員から、歳出5款では、「環境保全型土づくり対策事業は、補正により、昨年度と比較してどのくらいの面積が見込めるのか伺う」という質疑に対して、「平成25年度が本事業の希望者数のピークになり、ここ3年間は減少傾向にあります。原因としては、補助率の改定によるものと考えており、今回補助率を2分の1にすることによって希望数を増やし、70人、作付面積30ヘクタールの拡大につなげたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「遊休農地、耕作放棄地を解消していく補助事業と、この事業を連動して、あわせて推進に努めていくべきではないか」という質疑に対して、「耕作放棄地を所有されている方についても周知しています。また、耕作放棄地対策では、小麦をまずまいて、収穫する方もいらっしゃると思いますので、こちらについても強化したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「種子を販売している商店は何店あるのか」という質疑に対して、「現在市内で、11商店の種子を取り扱っているところをお願いしています」という答弁がありました。

歳出6款では、「落花生まつりの内容を伺う」という質疑に対して、「市が主催になりますが、観光農業協会、及び北口市を開催している『やちまた未来』との市民協働の一環として、協働の手法を使った事業と考えています。実行委員会の中で、現在決定しているのがオオマサリの試食と生落花生の販売、及びステージイベントとして昨年度好評でありました、当市出身演歌歌手の藤野みささんの歌唱と、落花生音頭を踊っていただければと、文化協会の舞踊連盟にご協力いただいているところです。さらに、千葉大学の出店に向けて協議を進めているところです。また、県と連携の中で、落花生の新品種P114号のPRもしたいと考えています。来場者数については、昨年度は雨天の中、600名ほどご来場いただきましたので、今年度は2千人に対応できるよう進めています」という答弁がありました。

次に、「落花生まつり開催の周知について伺う」という質疑に対して、「農業体験ツアー参加者へのチラシの配付や、観光農業協会のご協力により、できるだけ市外等にチラシを配付し、より多く市外からのお客様にご来場いただきたいと思います。市内については、広報でお知らせしたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「落花生まつりで、これが八街だ、というのはないのか」という質疑に対して、「八街独自のイベントが見出せてなく、実行委員会の中でも見つかっていない状況です。しかし、できるだけ市民の皆様に参加いただいた中で、検討していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「落花生まつりの目的を伺う」という質疑に対して、「農業観光の手法として、市外から多くのお客様が訪れていただけるように、落花生の掘り取りをはじめとする農業体験ツアーを開催したところです。これを踏まえまして、オオマサリをさらにPRしながら、八街市に訪れていただくことをメインに開催したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「落花生まつりにお越しいただいた方に、産業まつりにもお越しいただけるような

アイデアが必要だと思います。また、八街に訪れていただいて、お金を使っただけのような配慮が必要だと思いますので、大型バスの駐車場やトイレ等の整備について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「今回、大型バスの駐車場については考えていません。トイレについても、八街駅の公衆トイレが近くにありますので、リースする予定はありません。また、産業まつりへの連携については、今後必要と思いますので、農政課と協議して、チラシ、ポスターによりPRしたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出7款土木費についてです。

現地調査を行い、審査しました。

審査の過程において委員から、「お返しする部分については、原形復旧になると思いますが、整備の計画を伺う」という質疑に対して、「所有者との復旧内容は協議中です。協議が整い次第、補正予算または当初予算での計上になると思います」という答弁がありました。

次に、「防災拠点にするとのことですが、災害時はどこまでの役割をすることになるのか」という質疑に対して、「現在も一時避難所としていますが、今までは借地でしたので、堅固な施設等を建設できませんでした。今後は、大災害時等の応急仮設住宅の用地に活用できるのではないかと考えています。また、防災井戸、かまどベンチ、一時的にテントを張って救護場所になる遊具などの設置を検討したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「予算措置は起債において対応することですが、償還は何年になりますか。また、防災拠点に指定されたときの措置はどのようなになりますか」という質疑に対して、「一般単独債になりますので、10年償還になると思います。防災拠点として整備し、避難場所に指定すると、有利な緊急防災減災事業債が利用できるということで、施設を整備する費用について100パーセント充当の70パーセント交付税という有利なものを抱き合わせて借りることが可能ではないかと、県と調整していると聞いています」という答弁がありました。

次に、「仮に本議案が可決した場合に、どのような流れになるのか」という質疑に対して、「可決いただきましたら、即座に測量し、購入範囲の面積を確定し、並行して税務署との協議も必要になります。その後、取得するにあたっては、市議会の議決が必要になりますので、仮契約を締結し、議会の議決を得て本契約を結び、土地所有権の登記をすることになります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（小高良則君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第2号から議案第6号、議案第8号及び議案第9号の討論通告のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時13分)

○議長（小高良則君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第5号に対し、丸山わき子議員から、議案第9号に対し、桜田秀雄議員から、討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第5号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対するものであります。

この手数料徴収条例の一部改正は、地番図、公図等のコピーサービスに対し、手数料を徴収するというものです。

この間、手数料を徴収してこなかったのは、直近のものを提供できないという理由でしたが、その保障は今後もありません。

また、窓口では約6割が業者であり、一般市民にまでも手数料徴収の範囲を広げるべきではありません。市民は税金を納めており、その見返りが住民サービスのはずです。平成29年度当初予算編成において、行政改革の予算反映の1つとして、財源の積極的確保で受益者負担の適正化に努めるとした方針に基づいたものですが、財源確保への行政改革を進めるなら、まずはクリーンセンターの「燃やさないごみ行政」に徹底的に取り組み、税金の使い方を変えるべきです。

以上の立場から、反対するものであります。

○議長（小高良則君）

次に、桜田秀雄議員の議案第9号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私は議案第9号、平成29年度一般会計補正予算について、反対討論を行います。

けやきの森公園は名のごとく、歴史的なケヤキの巨木に囲まれた市の中心街に位置する公

園です。市民の緑のオアシスであり、八街市の歴史を物語るシンボリックな公園で、健康づくり、夏祭りなど、市民のふれあいの場として多くの市民に親しまれています。

提案内容によれば、現在の公園面積1万3千787.29平米のうち、約1万1千800平米を購入予定で、国道409号側の25メートルについて、公園を解体撤去し、返還することになります。

市民憲章で言う、自然を大切に、潤いのある美しい街づくりを進める上で、けやきの森公園の整備はとても大切です。よって、公園用地の改修にあたっては、現在の形状を損なうことなく、市民の健康づくり、災害時の防災拠点として整備できるよう、用地の確保について、引き続き不退転の決意で取り組まれることを決議する。これは、地方自治体としてはまねてごさいますけれども、私が提案しようとしていた議案第9号に対する附帯決議の内容です。試みは、議員各位の同意を得られず、提案に至りませんでした。けやきの森公園については、ほとんどの市民の皆さんが現状の形で存続を願っている中で、市民の代弁者である議会が、ただ単に傍観しているのではなく、議会の意思表示である決議をもって、交渉の最前線で戦う職員を応援しようとするものですが、誠に残念で失望しております。

国道409号側の一部を解体撤去し、出入り口を閉鎖するとなると、公園全体の景観が損なわれるばかりでなく、ボンメゾン前の横断歩道から迂回して公園に入ることになり、利用者の皆さんの安全の確保に支障を来すとともに、ご不便をおかけすることになります。なぜ売る側の意のままに従うのか、なぜ全部売らないというのであれば拒否しないのか。選択する権利は買う側にあるわけであります。市民のひんしゆくを買うことは明らかであります。

この際、本議案を否決し、再度、市民の利益を第一に考え、けやきの森公園の全用地買い取りのために再交渉することを強く求め、反対討論といたします。どうぞ、議員の皆さん、悔いを残さず、けやきの森公園を現状のまま子々孫々に残していくためにご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高良則君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、八街市協働のまちづくり条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成29年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（小高良則君）

起立多数です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、下水道公社花見川終末処理場、及び、ちば消防指令センターに視察のため千葉市に、また、流山市の議会基本条例について、研修のため流山市に、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成29年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を終了し、ただいま閉会となりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。

本日午後1時30分より、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

(閉会 午前11時23分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第2号、発議案第3号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第2号から議案第6号、議案第8号、議案第9号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議員派遣の件

.....
発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第3号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

議案第2号 八街市協働のまちづくり条例の制定について

議案第3号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第4号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 平成29年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第9号 平成29年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 小 高 良 則

八街市議会議員 丸 山 わ き 子

八街市議会議員 京 増 藤 江